

# よりよい市民サービスのために!

各町との合併協議に当たっては、次のような合併協定項目の協議方針や行政制度等の調整方針を定め、これらの方針を踏まえ、これまでの各市町のまちづくりの歩みを尊重しながら、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を図るよう、協議を行ってきました。

## 合併協定項目の協議方針

5

#### 行政改革推進の原則

行政改革推進の視点から、 事務事業の総合的見直しに 努めること。 1

## 一体性確保の原則

合併後における速やかなー 体性の確保を図ることがで きること。

2

#### 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努めること。

# 基本5原則

4

#### 健全な財政運営の原則

合併後における健全な財政 運営に資すること。 3

#### 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行 政格差を生じないように努 めること。

## 行政制度等の調整方針

#### 原則として、高松市の制度等に統一します。

各町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、適正な配慮を行います。 サービス・負担の適正化推進の視点から、必要に応じ、高松市の制度等の見直しなども行います。



## 以上のような方針に基づき、協議を行った結果・・・

市民のみなさんの住民サービスや 住民負担は、合併に伴っては、 基本的に変化しません。

これまで利用しにくかった各町の施設やサービスが、今までよりも気軽に利用することができるようになります。



合併協議会の会議風景

# 3& 6 筒供したらどうなるの? 3& 4

- 【▶ 合併したら、どんな町名が増えるの?
- 🕕 全部で29の町名が増えます。

## 塩 江 町

#### ≪町名≫

- ・塩江町上西甲
- ・塩江町上西乙
- ・塩江町安原上
- ・塩江町安原上東
- ・塩江町安原下
- ・塩江町安原下第1号
- · 塩江町安原下第2号
- · 塩江町安原下第3号

#### 香川町

#### ≪町名≫

- · 香川町大野
- ・香川町寺井
- ・香川町浅野
- ·香川町川内原
- ・香川町川東上
- ・香川町川東下
- · 香川町川東谷
- ·香川町安原下第3号
- ・香川町安原下第1号

#### 国分寺町

#### ≪肝名≫

- ・国分寺町新居
- ・国分寺町国分
- ・国分寺町福家
- ・国分寺町新名
- ・国分寺町柏原

#### 香 南 町

#### ≪町名≫

- ・香南町岡
- ・香南町由佐
- ・香南町吉光
- · 香南町横井
- ・香南町池内
- ・香南町西庄

#### 庵 治 町

≪町名≫

・庵治町

#### 住所表記はどうなるの?

たとえば・・・

香川郡塩江町大字上西甲〇〇番地〇

高松市塩江町上西甲○○番地○

# (で)2 これまでの町役場はどうなるの?

)それぞれ市役所の支所となり、窓口業務などを行います。 ※塩江町の塩江支所と上西支所は連絡事務所になります。

合併しても高松市役所は変わりません。

- (で)(3) 市議会の議員はどうなるの?
- 合併特例法の定数特例を採用し、以下の ①②の期間、合併前の各町の区域から市 議会の議員が選挙されます。



- ① 合併後50日以内に行わ れる増員選挙から 平成19年5月1日まで
- ② 平成19年5月2日から 平成23年5月1日まで
- ①②の期間、市議会議員は 49人になります。
- ※平成23年5月2日以降は、 地方自治法による条例定 数に戻ります。

- 各町の住民の声が市政に届きにくく なるのでは?
  - 合併後も地域住民の声を施策に反映させ、 きめ細やかな行政サービスを実現させる ために、合併前の各町の区域にそれぞれ 「地域審議会」を設置します。
- 員:各町の区域に住所を有し、選挙権を有する者 それぞれ15人以内(任期は2年)

設置期間: 合併の日から平成28年3月31日まで

事:建設計画やその地域のまちづくりについて、市長の諮問 に応じて、審議、答申し、または意見を述べます。

- (こ) 各町の農業委員会の委員はどうなるの?
- 合併特例法の特例措置を適用し、各町の 選挙による委員のうち、以下の人数の委 員が、高松市農業委員会の委員の残任 期間である平成20年7月19日まで、在任 します。
- ●在任する人数 塩江町:3人 香川町:5人 国分寺町:5人

香南町:3人 庵治町:1人

4 各町の財産や借金はどうなるの?

借金も含め、財産はすべて高松市に引き 継がれます。